

安倍首相は7日、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言を発令し、同日緊急経済対策を閣議決定しました。対象区域は7都府県(東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡)とし、期間は5月6日までの1カ月間です。改定新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく初めての「宣言」を受けて、7都府県知事は、外出や休業の自粛要請にとどまらず、臨時の医療施設を開くための土地や建物を強制使用することも可能になります。

爆発的な感染拡大を防ぐために、外出自粛の要請などを強めることは必要なこと。同時に、新婦人も再三要請してきましたが、「自粛を求めているのであれば補償と一体に」の声が、全国知事会をはじめ、各界からいっせいにあがっています。

今回の経済対策の最大の問題は、感染拡大の影響を受けた人すべての暮らしと営業を補償するものでも、必要な人を速やかに救済するものでもないことです。安倍首相は過去最大級の総額108兆円、「雇用と生活は守り抜いていく」と強調しますが、政府の財政支出は39・5兆円、そのうち給付金にあてられるのはわずか6・3兆円です。総額には、税金・社会保険料の支払い猶予や、返済が必要な融資

分、さらに事態収束後の経済対策まで含め、まさに「看板に偽りあり」です。多くの女性・国民が求める消費税減税がまったく無視されていることも大問題です。

対策の目玉とされる「1世帯30万円」の給付金制度は、月収が半分以上になつた世帯、低所得世帯などが対象が狭められ、1回限りです。しかも給付の要件が「世帯主の収入の減少」

なものです。児童手当は中学卒業までしか支給されず、もっともお金がかかる高校、大学生などをもつ子育て世帯への給付金はなく、子どもの学習権が脅かされています。急がれるPCR検査と医療体制についても、「早急に整備」と言いながら、なぜ進まないのか、何をどのように手を打っているのか明らかにせず、具体的な解決策を示していません。いまだにマスク不足、PCR検査を何度希望しても受けられない状況が続いています。

緊急事態宣言にあたって 一いちのちと暮らし守る補償こそ

声明

と限定され、パートや派遣など非正規雇用で働く女性の収入が減っても考慮されず、ジェンダーの視点が欠落しています。長引く自粛や休業などでストレスも増し、児童虐待や家庭内暴力なども懸念されます。

新学期を迎えるこの時期、求められていた子育て支援についても、児童手当に1人1万円を上乗せするだけというお粗末

7日、衆院議員運営委員会の質疑で、安倍首相が新型コロナ対策に便乗して、緊急事態条項の創設など改憲論議を呼びかけたことは、絶対に許されません。緊急事態宣言を発した政府の責任において、いまこそ日本国憲法25条の「すべての国民の生存権」を守り、国の社会保障的義務を果たすべきです。

新日本婦人の会は、新型コロナウイルスのこれ以上の感染拡大をくいとめる行動をつよめ、つながって励まし合う仲間を広げながら、いのちと暮らしを守るための緊急経済対策をはじめ、女性・国民の声や要望を国や自治体にさらに届けていきます。

2020年4月8日

新日本婦人の会
中央常任委員会

「1面から」自粛なら補償を 切実な声 各界から

休業中も家賃などに100万円
寿司屋経営の会員 山口千佳(70歳仮名)

東京・築地の場外で夫婦で寿司屋を営んでいましたが、昨年10月の消費税増税、今年1月中旬あたりから徐々に、そして小池都知事の自粛要請で客が激減、4月から一時的に休業することになりました。休業中も、家賃、水光熱費、税金、社会保険料、板前さんの給与補償などで月額100万円ほどかかりま

す。休業中のすべての期間、そしてすぐに家賃を含む損失補填、税金の延納、減免の措置をしてほしい。休みたくても補償がなければ休めない店も多い。非常事態宣言を出すなら補償とセットで国と東京都が責任をもつべきです。

収入ゼロ、不安で眠れない

フリーランス 内山美香(45歳仮名)

イラストを描く仕事をし、絵画教室の講師を週3回していました。7日の緊急事態宣言でとうとう休講になりました。講師料など毎月

の安定収入がなければ家賃も払えません。区役所に行くこと「3密」状態のすごい人。4時間待ちと聞き、あきらめて帰りました。現金給付についても情報が錯綜していて、不安で夜も眠れません。

国は損失補償を 知事会が提言

全国知事会は8日、感染防止には国民の理解と協力が不可欠だと

して、感染拡大防止のための休業などで影響を受けた事業者への損失補償を国に求める「緊急提言」を取りまとめた。患者数が大幅に増えたときに備えた医療提供体制の整備なども盛り込んでいる。

政府の緊急経済政策は、個人に対して1世帯30万円、フリーランスを含む個人事業主には最大100万円の現金給付を行うとしてい

日本国憲法

第25条【国民の生存権】すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。第29条【財産権】③私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。



選挙村食堂交流施設(中央区)。オリンピック後には小学校になる予定